

注目! 安保国会

15日@衆院特別委
=左が質問、右が答弁

グレーゾーン事態

Q 改正自衛隊法案に盛り込まれた武器等防護は対象が拡大されたが、海上警備行動の発令などと共に国会報告の対象となっていない。国会から説明を求められたときは、報告対象外のものも丁寧に国会に説明してもらえるのか。(公明・遠山清彦氏)

A 自衛隊法に基づく海上警備行動の発令や、新設する米軍などの武器等防護の実施は、法律上、国会報告の対象ではないが、国会及び国民への説明責任を果たすため、可能な限り最大限の情報を開示し、丁寧に説明する考えだ。(安倍晋三首相)



国会の審議

Q 今日の法案採決は到底認められない。法案に対する国民の理解が全く進んでないなかで採決するのは国会のあるまじき行為だ。議論されていない論点がたくさんある。国民の理解がないまま採決してもいいという考えなのか。(民主・大串博志氏)

A 世論調査などの結果から、残念ながら国民が十分に(法案を)理解している状況ではない。しかし、国会議員は国民から責任を負託されている。国会議員は法案を理解したうえで議論をし、100時間を超える議論を行ってきた。(安倍首相)

Q 誰のために政治をやっているのか。間違いなく国家国民のためだ。国民の法案への理解が進まないのなら、充実した審議にあたらな、と解釈されても仕方がない。充実した審議にならない最大の要因は何だと考えるか。(維新・下地幹郎氏)

A 一つは憲法上の制約の問題。同時に国際法との関係もある。そして、安全保障上の必要性の観点もあるわけで、大変理解するのに困難な点があるのも事実だ。できる限り具体例を挙げながら説明しているところだ。(安倍首相)



自衛隊員のリスク

Q 安倍首相は、捕虜となった時、軍人として扱われなければテロリストと同じになると答えた。自衛隊が後方支援に出て、(とらえられても)ジュネーブ条約が適用されず捕虜とならない。首相の論理ではテロリストと同じだ。(民主・辻元清美氏)

A 捕虜として取り扱われなくとも、我が国は拘束を認めず、直ちに解放を求めらるので、人道上の取り扱いはできる。我が国の行為は適法な行為であり、テロリストは不法行為。国際法に従っていない行為と同一視はできない。(岸田文雄外相)



弾薬の提供

Q 後方支援の内容が拡大される。弾薬の提供も可能となる。イラクに自衛隊を派遣した際、米軍は軍事掃討作戦を実施した。今後、こういう作戦を行う米軍の活動に弾薬を提供しても、武力行使と一体化しないと言い切れるのか。(共産・赤嶺政賢氏)

A イラクでの自衛隊の活動は、米軍などの理解を得たうえで、特措法の範囲内で輸送支援などを行った。実施する地域は「非戦闘地域」に限り、他国の武力行使と一体化しないことを制度的に担保したうえで実施した。(中谷元防衛相)